

# 三原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

平成24年3月19日

要綱第28号

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付（以下「融資」という。）を受けた者に対して利子補給を行うことにより、中小企業の経営の安定及び発展に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づく利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者
- (2) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に融資を利用した者
- (3) 市税を完納している者

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、年0.5パーセントの利子に相当する額とする。ただし、返済が遅延したときは、遅延した後に係る利子補給金の交付は行わないものとする。

(利子補給金の交付期間)

第4条 利子補給金の交付期間は、利子補給を開始した月から3年以内とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、3月末日までに支払う予定のものを含めた利子補給金交付申請書(様式第1号)を三原商工会議所又は三原臨空商工会を経由して、毎年3月15日までに市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により利子補給金交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは利子補給金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定により交付決定を行った場合は、毎年5月末までに三原商工会議所及び三原臨空商工会を通じて利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付停止)

第7条 市長は、利子補給金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当す

る場合は、利子補給金の交付を停止することができる。

- (1) 融資の返済が遅延しているとき。
- (2) 廃業したとき。
- (3) 死亡その他の理由で継承者が不明のとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(利子補給金の返還等)

第8条 市長は、利子補給金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 利子補給金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 市税を滞納したとき。
- (3) その他不正の事実があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前の三原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、失効前の規定はなお効力を有する。